

検討会の趣旨について

1 検討の背景

ラック式危険物倉庫等の危険物施設における危険物火災に対し、当該倉庫や区画内を高発泡の泡で埋め尽くすことで効果的に消火することが可能な新しい技術を用いた消火設備（以下「高発泡泡消火設備」という。）が開発されている。

一般的に泡消火設備は、水による消火方法では適さない油火災等について、泡ヘッドから放出された泡による冷却効果と、油膜等を覆うことによる窒息効果により消火することが期待される設備であるが、高発泡泡消火設備は、膨張比 80～1000 程度の泡で、放出口から大量の泡を一気に放出し、建築物の区画内や対象設備を泡で埋め尽くすことで窒息効果により消火することが期待されることが特徴である。

高発泡泡消火設備は、消防法第 17 条に規定される設備（防火対象物に設置するもの）については、すでに技術基準が消防法施行規則第 18 条で定められており、航空機格納庫等に設置されているが、危険物施設に設置する高発泡泡消火設備に関する具体的な技術基準は未だ定められておらず、特例等を用いて設置している例が見られている。

このような新しい技術を用いた消火設備を危険物施設に導入することは、危険物施設の安全確保に資すると考えられることから、実証実験等によりラック式危険物倉庫等の危険物施設における危険物火災に対する高発泡泡消火設備の消火性能を検証し、危険物施設に設置する場合に必要な技術基準の策定のための検討を行う必要がある。

以上のことから、実証実験等により消火性能を検証し、当該消火設備を危険物施設に設置する場合に必要な技術基準策定について検討することを目的として、検討会を開催する。

2 検討項目

- (1) 高発泡泡の消火性能に関する事項
- (2) 高発泡泡消火設備の効果的な消火方法のあり方に関する事項
- (3) (1) 及び (2) を踏まえた高発泡泡消火設備に係る技術基準の策定に関する事項